

仙台市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の実施に関する要綱

(令和3年3月22日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築に関する届出に係る図書等)

第2条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4，5，6又は7及び一次エネルギー消費量等級4，5又は6に適合するものに限る。）を有する場合には、当該評価書の写し
- (2) 型式住宅部分等製造者認証書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書であって日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4，5，6又は7及び一次エネルギー消費量等級4，5又は6に適合するものをいう。以下同じ。）を有する場合には、当該認証書の写し
- (3) BELS（建築物省エネルギー性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。以下同じ。）による評価書（建築物全体を評価するものであって、一次エネルギー消費量基準に適合するものに限る。また、住宅にあつては、外皮基準に適合するものに、共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合するものに限る。）を有する場合には、当該評価書の写し

2 省令第13条の2第3項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。）（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4，5，6又は7及び一次エネルギー消費量等級4，5又は6に適合するものに限る。また、共同住宅の場合にあつては、全ての住戸とする。）を有する場合には、当該評価書の写し
- (2) 型式住宅部分等製造者認証書を有する場合には、当該認証書の写し
- (3) BELSによる評価書（一次エネルギー消費量基準及び外皮基準に適合するものに限る。また、非住宅建築物及び複合建築物の場合にあつては、全ての非住宅部分、共同住宅及び複合建築物の場合にあつては、全ての住戸の部分とする。）を有する場合には、当該評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る図書等)

第3条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画基準適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。）を有する場合には、当該適合証の写し

- (2) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級5，6又は7及び一次エネルギー消費量等級6に適合する場合に限る。）を有する場合には，当該評価書の写し
 - (3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であつて，当該申出に係る建築物の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは，適合判定通知書（建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。）の写し
- 2 当該認定の申請をしようとする者が前項第1号又は第2号に掲げる図書を所持していない場合においては，省令第23条第1項に定める申請書の副本及びその添付図書の提出部数は，二部とする。
 - 3 当該認定の申請をしようとする者が当該建築物について建築基準法第6条第4項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）の交付を受けた場合には，当該者は，省令第23条第1項に定める申請書に当該確認済証の写しを添えるよう努めるものとする。

（建築物のエネルギー消費性能基準適合認定の申請に係る図書等）

第4条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は，次に掲げるものとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準適合証（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項各号に定める基準に適合することを証する書面をいう。）を有する場合には，当該適合証の写し
 - (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書を有する場合は，当該通知書の写し及び検査済証（建築基準法第7条第5項，第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証をいう。以下同じ。）の写し
 - (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（省令第25条第2項の通知書をいう。）を有する場合には，当該通知書の写し及び検査済証の写し
 - (4) 低炭素建築物新築等計画認定通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書をいう。）を有する場合には，当該通知書の写し及び検査済証の写し
 - (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4，5，6又は7及び一次エネルギー消費量等級4，5又は6に適合するものに限る。）を有する場合には，当該評価書の写し
- 2 当該認定の申請をしようとする者が前項各号の図書を所持していない場合においては，省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は，建築基準法第7条第5項，第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類とし，省令第30条第1項に定める申請書の副本及びその添付図書の提出部数は，二部とする。

（添付図書の省略）

第5条 省令第12条第4項の所管行政庁が不要と認める図書は，各部詳細図及び各種計算書とする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。

- 2 省令第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は，第3条第1項第3号の図書を添付する場合を除き，各部詳細図及び各種計算書とする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。

- 3 省令第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、各部詳細図及び各種計算書（とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（手数料減額規定が適用される場合）

- 第6条 仙台市手数料条例（昭和37年仙台市条例第24号。以下「手数料条例」という。第2条の7第3項に規定する市長が認める図書は、第3条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。
- 2 手数料条例第2条の8第2項に規定する市長が認める図書は、第4条第1項各号に掲げるものとする。

（計画の中止の届出）

- 第7条 法第12条第1項（法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者又は法第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による計画の届出をした者若しくは法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による計画の届出をした者は、当該計画を中止するときは、計画中止届（様式第1号）によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（認定申請の取下げの届出）

- 第8条 法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請をした者は、法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了報告）

- 第9条 市長は、法第35条第1項（法第36条第2項において準用される場合を含む。）の認定に係る通知を行う際には、法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）に対し、当該建築物の工事が完了したときは、法第37条の報告として、建築物のエネルギー消費性能の向上の新築等に関する工事が完了した旨の報告書（様式第3号）を速やかに提出するよう求めるものとする。

（工事完了以外の報告）

- 第10条 認定建築主は、市長が法第37条の規定により報告を求めた場合（前条に規定する場合を除く。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上の新築等に関する工事の状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。
- 2 法第41条第2項の認定を受けた建築物の所有者は、市長が法第43条第1項の規定により報告を求めた場合は、建築物のエネルギー消費性能基準適合状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（認定の取消しに係る申出書）

- 第11条 認定建築主は、当該認定に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。）を取りやめる場合には、認定の取消しに係る申出書（様式第6号）に認定通知書等を添えて市

長に提出しなければならない。

- 2 法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物の所有者は、当該建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項各号に定める基準をいう。）に適合しなくなった場合には、認定の取消しに係る申出書（様式第6号）に認定通知書等を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この要綱は、令和5年3月14日から実施する。

計画中止届

年 月 日

（あて先） 仙台市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の計画を中止する旨の届出をします。

記

1. 計画の別（該当するものに☑）

法第12条第1項（法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画

法第19条第1項前段の規定による届出に係る計画

法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出に係る計画

法附則第3条第2項前段の規定による届出に係る計画

法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出に係る計画

2. 建築物の位置

3. 建築物の用途

4. 提出又は届出年月日

年 月 日

5. 計画を中止する理由

--

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	供 覧 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- (1) 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 本書を提出する際、計画書又は届出書の第一面（受領印のあるもの）を添付してください。

認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先） 仙台市長

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第34条第1項} \\ \text{第36条第1項} \end{array} \right)$ の規定に基づき認定を

申請した下記を取り下げます。

記

1. 認定申請の受付番号
第 号
2. 認定申請の受付年月日
年 月 日
3. 認定申請に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

（注意）

（1）届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第9条関係）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3. 完了年月日

年 月 日

4. 認定に係る建築物の位置

5. 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、新築等が完了したことを確認した建築士等

（ 級）建築士（ ）登録第 号

住 所

氏 名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

名 称

所在地

6. 備考

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- (1) 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限りです。）を記載してください。
- (3) 工事監理報告書、工事写真等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付してください。
- (4) 認定の変更申請を必要としない軽微な変更及び名義等の変更については、備考欄に記述し報告願います。

様式第4号（第10条関係）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況報告書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により市長から報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 報告内容

--

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- (1) 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限りです。）を記載してください。
- (3) 4欄で書ききれない場合は別紙を添付してもかまいません。

建築物のエネルギー消費性能基準適合状況報告書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の規定により市長から報告の求めのあった建築物のエネルギー消費性能基準適合状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能基準適合の認定番号
第 号
2. 建築物のエネルギー消費性能基準適合の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 報告内容

--

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- (1) 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限りです。）を記載してください。
- (3) 4欄で書ききれない場合は別紙を添付してもかまいません。

認定の取消しに係る申出書

年 月 日

（あて先） 仙台市長

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従った新築等を取りやめる
基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった

 旨を申し出ます。

記

1. 認定番号

第 号

2. 認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- （1）申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- （2）3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してください。